

(管理台帳)

第七条 指定法人は、受託施設について次に掲げる事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならない。

一 第一条第一号及び第二号に掲げる事項

二 他の用途への使用等又は改築等の有無及びその概要

2 指定法人は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、その都度、変更に係る事項を管理台帳に記載しなければならない。

(管理状況の報告)

第八条 指定法人は、受託施設について、毎年度の管理の状況を翌年度の五月三十一日までに当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならない。

(商標登録出願等に係る登録料の軽減)

第九条 法第十八条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号

三 登録料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(商標登録出願の手数料の軽減)

第十条 法第十八条第三項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示

三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(権限の委任)

第十一条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(令和元年五月二十四日)から施行する。
(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二条 北海道知事は、法の施行の際現に法附則第二条の規定による廃止前のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)附則第三条第一項の規定により管理している同項に規定する共有財産を、厚生労働省令で定めるところにより、同条第三項の規定による請求をした共有者に返還するものとし、このため、その返還をするまでの間、これを管理するものとする。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令の廃止)

第三条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令(平成九年政令第二百十九号)は、廃止する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改正する。
第二号を「第五十号から第七十九号まで」を「第五十一号から第八十号まで」に改め、第七十九号を「第八十号」とし、第五十号から第七十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)第十五条第一項に規定する交付金

(内閣府本府組織令の一部改正)

第五条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条中第四十七号を第四十八号とし、第四十六号を第四十七号とし、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること
及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

第十四条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 柴山 昌彦
厚生労働大臣 根本 匠
経済産業大臣 臨時代理 根本 匠
国土交通大臣 石井 啓一
国務大臣 茂木 敏充

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成二十三年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成三十一年五月三十一日」を「令和二年五月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
外務大臣 臨時代理 菅 義偉
国務大臣 岩屋 毅
防衛大臣 岩屋 毅